

公明党

賛成

○一般会計決算および4特別会計決算について賛成します。

▽26年度は、海老名駅西口地区土地区画整理事業が佳境に入る年度であり、まさに東西一体のまちづくりが完結することになります。本市の魅力がさらに向上すると思われまふ。▽市民が自ら健康づくりへの機運を高め、健康的な生活習慣の定着を促す健康マイレージ事業は、大いに評価します。▽26年11月にオープンしたビナスポは、高齢者の健康維持に大きく貢献しています。▽三市の消防指令センターが、27年4月から運用開始されました。市民の安心・安全のための取り組みに、心から感謝します。▽コミバス本郷ルートは、26年9月で運行休止となり、その代替案に、海老名駅と寒川駅を結ぶ路線バスの実証運行が始まりました。社会福祉協議会ではぬくもり号も運行しており、交通不便地域の解消に鋭意取り組まれていることに感謝します。▽27年10月から通知が始まるマイナンバー制度への対応のため、いち早く民間に委託し、独自にコールセンターを設置されたことに感謝します。一方で、直接市に連絡をされた方には、丁寧な対応がされるよう要望します。



交通不便地域の解消へ

海政会

反対

○一般会計決算には反対しますが、4特別会計決算については賛成します。

▽まちづくり部の決算状況を見ますと、部全体で54・1%という低執行率です。精査すると、駅周辺対策課43・3%、市街地整備課で44・5%、海老名駅等土地区画整理事業については2・3%でした。その証拠が海老名駅西口地区の今の状況です。幹線道路については、用地の取得のめどさえ立っていません。▽中央図書館が全国的な問題となっています。8343冊の選書予定リストの中で、不適切な本があると指摘しました。教育委員会が精査した結果、不適切な本が含まれていたとのことでした。今回、指定管理者との契約に伴い、協定書には選書基準が示されていますが、不適切な本が含まれていたということは、明らかに協定違反行為です。直ちに契約を見直すべきではないでしょうか。図書館の予算未執行分については、指定管理者の口座に市民の血税が確保されているということであり、とんでもないことです。このような決算は認定してよいのかと市民に問われているのではないかと考えます。

ニュー市政の会

賛成

○一般会計決算および4特別会計決算について賛成します。

▽健康の年と位置づけ、健康マイレージ

やビナスポの開館など、本市の元気を支える市民の健康維持・増進が図られました。

▽自由通路整備や海老名駅西口地区の公共施設整備など、基盤整備が順調に進められました。▽経常収支比率は上昇しましたが、県内都市の平均よりも良好な数値であり、市民サービスの向上と健全財政のバランスが取れていると受け止めます。▽今後も安定した財源である固定資産税の増収により、景気に左右されにくい、自立した歳入構造を確立し、安定的な都市経営が可能となることを望みます。また、健全財政を維持しながら、市民サービスの向上を図るという難題に挑まれることを期待します。▽中央図書館について、選書やカフェ部分の費用負担などが取り上げられましたが、事業の透明性をさらに高め、疑念が生じないようにすることを要望します。▽今後も、人口減少対策など、課題は多くありますが、市民に対して優しい海老名市であり続けられるよう、最適な市民サービスを求め続けていいただくことを期待します。



リニューアル後の中央図書館

日本共産党

反対

○下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計決算には賛成しますが、一般会計、後期高齢者医療

事業特別会計決算には反対します。

▽23年度より中学校3年生まで所得制限や費用一部負担もなく、引き続き実施された小児医療費助成や、申請者すべてを対象とし、予定を半年間延長して継続した住宅リフォーム助成については評価できます。▽しかし、総額39億円を超える公費支出を伴う海老名駅西口開発事業の一環として、多額の税金が支出されました。▽中央および有馬図書館の管理・運営が、共同事業体による指定管理に移行されました。26年度収支報告書によると、指定管理料のうち、約9052万円を翌27年度に繰り越したとされています。単年度会計の原則を無視して議会の議決も経たずに使用されないまま、一民間企業の銀行口座に税金がストックされていることは、財政的なリスクを市が負うことになり、極めて重大な問題です。▽中長期的な視点での運営が求められる公立図書館は、教育委員会が中心となり、市の直営による市立図書館に早急に戻すべきです。

● 請願・陳情の提出について ●

請願と陳情は、いつでも受け付けていますが、11月26日(木)の午後5時15分までに提出されますと、12月定例会で審査または議員配布されます。(それ以降の提出は、原則として次回定例会の取り扱いとなります。)

詳しくは議会事務局まで、お問い合わせください。